

質疑回答票（R7.9.11 回答分）

入札件名： 公共ライドシェア実証運行業務委託（再度）

質疑	回答
① 4.（5）システムに関わる要件「②ユーザーアプリ」について 仕様書 4.（5）システムに関わる要件「②ユーザーアプリ」において『iOS 及び Android の双方に対応すること』とありますが、ユーザーアプリについては、それとも各ストアで承認済みの専用アプリとして提供できること（していること）が条件となる認識で間違いございませんでしょうか？	① ユーザーアプリについては、一般の利用者が各ストアからインストールすることを想定していますので、ご認識のとおりです。
② 4.（1）運行内容「配車方式」について 仕様書 4.（1）運行内容「配車方式」において『タクシーでの対応が難しい場合に限りライドシェアを配車するタクシー優先配車機能を有するアプリケーションを用いた配車』と記載されています。この機能について、過去に同様の実証運行の実績が必須と考えるべきか、それとも本市で予定されているタクシー事業者への説明時点までに開発が完了していれば足りると理解すればよいのか、ご教示いただけますでしょうか。仮に後者の場合、何月までの開発が必須となりますでしょうか。	② タクシー優先配車機能を有するアプリケーションを用いた公共ライドシェア実証運行の過去の実績は必須ではなく、本市の実証運行開始日時点において、仕様書 4. 業務内容（1）運行内容に記載の配車方式を用いた実証運行が履行可能であれば、アプリの開発時期に制限はございません。